

## 雜 錄

### 第五十一帝國議會に於ける製鐵問答(其四)

○國務大臣 (片岡直溫君) 只今議題と相成りました製鐵業獎勵法案提出の理由の大要を説明致したいと存じます、製鐵業は造船機械其他各種の重要産業の基礎工業でありまして、是が盛衰は一國産業の消長に及ぼす所大なるものがありますから、政府は大正6年製鐵業獎勵法を制定致しまして、本邦製鐵業の發達に資する所少くなかつたのでございますが、歐洲大戰後世界の經濟事情が變化致しまして各國競うて廉價なる製品の供給を爲しつつある時に當りましては、本邦製鐵業も亦之に對應するの基礎を確立しなければならぬのであります、仍て將來製鐵業獎勵法の適用を受得るものは、其規模の相當に大にして、且つ銑鐵の製造より鋼材に至る一貫的作業設備を有し、最も經濟的に其の作業を爲し得るものを以て其基礎と爲すと共に、斯の如き製鐵事業に對しましては、相當の獎勵金を交付して其保護を十分にし、以て本邦製鐵業の健實なる發達を期せんとするのでございます、是れ本改正案を提出致しまする主なる理由でございますが、其他現行獎勵法の適用を受けつつあるものに對しましても、其現状に鑑みまして、土地收用の法適用並に營業稅、所得稅及輸入稅の免除等の現行獎勵法上附與せられ居る特點は、現行法よりも更らに5年間延長すること、致したいのでございます、尙ほ巨細の點に至りましては、委員會に於て説明を致すこと、致しますから、何卒御審議の上、速に御協賛を與へられんことを希望致します、引續いて製鐵所特別會計法案の大要を説明致します、茲に議題となりました製鐵所特別會計法案に付きまして、其の提案の大體を申上げるのであります、製鐵所の事業を最も適切に經營致しまするには、常に斯業の情勢に順應して必要に應じて其擴張又は、改良を行はなければならぬのであります、然るに現在のやうな作業會計の組織でございましては、資本の擴張改良は一般會計の負擔に於て行ふことゝなつて居りますから、一般財政計畫の影響を蒙りまして、其敷設が斯業の發達に順應しない憾があるのであります、又其設備の擴張及改良は、製鐵所特別會計自身の負擔に於て行ふことゝ致しまして、即ち原則としては擴張改良の資源は、其益金を以てそれに充當することゝ致しました、さうして是が目的を達成致しまするには、製鐵所の經理を獨立會計の組織と爲すことが最も妥當であると認めためてございます、製鐵所の事業は他の作業會計に於ける政府の作業と趣を異に致しまして、民間業者と全く同一地位に立つて市場に、其製品を供給するものでございますから、其會計方式の如きも、民間事業會社に成るべく近似せしむることゝ致しまして、固定財産に付ては明確に原價償却を行ひ、過去及將來借入資金に對しましては、是が元利の償還を負擔を致しますこと等の方法に依りまして、損益計算を的確明瞭に致しましたならば、事業者をして其精勵の効果を自覺せしむるの効果があると存じます、延いて其經理状態を良好ならしむることが來出ると考へるのであります、而して其益金を以て更に優良なる設備の擴張改良を遂行することが出來、又其事業成績を彼此比較考慮をせしむる民間事業者の要望にも應ずることが出來ると考へるのであります併しながら一舉に民間會社と全然同一の方式に依り、純然たる獨立會計の制を設くることは、多少支障があるのでございますから、成るべく其理想に近い制度と致しまして大正16年度より之を實施致したき旨を以ちまして本案を提出致したのでございます、何卒御審議の上速に御協賛を與へられんことを希望致します(拍手)

○政府委員 (黒金泰義君) 只今議題に供せられました、大正9年法律第五十三條中改正法律案の大要を簡単に申し上げます、此大正9年法律第五十三號、は申上げる迄もなく關稅法並に關稅定率法及製鐵獎勵法を朝鮮に實施致しまするに付ての特別規定を設けたる法律でございます、今般關稅法並に關稅定率法及製鐵獎勵法が改正せられまするに

付て、改正の結果之に伴うて朝鮮の事情に適合すべく改正を求めらるるのであります、隨て其第一は關稅定率法に於ける所の品目表示の方法及關稅定率法の施行に關する所の特例を規定致したのであります、又第二に於きましては製鐵獎勵法の改正に關聯致しまして、關稅の方面より製鐵獎勵に關する規定を設けたのであります、以上は此改正案を提出致しました大體の理由でございます、どうぞ御協賛を願ひます

○森格君 本案は關稅定率法中改正法律案の委員會に於て、商工大臣より内示せられましたる所のものが、具體化致したものであると考へます、委員會に於きまして我が政友會は固より、與黨たる憲政會並に政友本黨の委員諸君に依りまして、隨分熱心に御論議に相成つたのであります、其討議の内容は尠からず政府の參考に相成つたものと私は信ずるのであります。即ち我黨の委員山本兼太郎君に依つて述べられましたる論旨の如きは、本案の第九條に即ち内地に於て製造せられたる鋼材が船舶の修理或は建造の目的の爲に使用せられたる場合には、之にも補助助成の交付金を交付すると云ふことを明示せられたと云ふが如きは其一端でありまして、斯る政府の態度に對しましては、私は敬意を表する者であります、併ながら靜に此案の内容を調べて見ますと云ふと、如何にも信念が籠つて居らない不徹底なる點が甚だ多い、是では此案を支持しなければならぬ立場に在らるゝ恐らくは憲政會の諸君も御満足は出來ないであらうと私は考へるのであります(拍手)詳細なる質問は委員會に譲ると致ししても、審議に當つて必要なりと考へて居りまする骨子に付て、四五の質問を致したいと考へます、第一、製鐵事業の如き獎勵を政府が企てましたることは、今回が初めてではないのであります、即ち大正6年に制定せられましたる製鐵業獎勵法の如きは、此目的の爲に出來たのであります、現行獎勵法も今日議題となりましたる本案も、等しく銑鐵と鋼を一貫作業と致したる點に其基調を置いて居るのであります、關稅の委員會に於きまして、商工大臣も亦輒近歐米に於ける製鐵事業は、銑鋼一貫主義に其理想を置いて居る、吾々も亦此一貫主義を目標と致して本案を組立てる考へてであると云ふ意味の御説明があつたのであります、併ながら一事業の獎勵を爲すと云ふが如き場合には歐米其他の例は免に角と致して國情の實際と云ふことを考察致した上で立案致すべきである、即ち國情に依つて緩急輕重を圖り、國情に適したる所の獎勵方法に非ざれば、其効果を齎すことは出來ないのであります、現行法が何故に失敗致したか、原因は種々なる點に在るでありますが、吾々を以て之を考へましたらば、此國情を考察することなく漫然銑鋼一貫主義に其基調を置いた結果なりと私共は信ずる者であります。今や現行法の失敗の後に、現政府が再び獎勵法を御考究になるに當つて、現行法の失敗を茲に又復繰返されると云ふが如き傾向のある點に至りましては、吾々は其意の在る所を了解するに苦むのであります。是に於て私は政府に御尋致したいのであります、政府は現行法が何故に失敗したか、其原因何れに在りやと御考でありますか、又其原因に對しまして、如何なる工夫、如何なる用意を以て本案を御組立に相成つたのであるか、本案の長所とする所を具さに御説明相成りたいのであります、第二に製鐵事業が振はないと云ふことそれ自體に於て種々なる原因があります、併ながら各種の原因の中で、最も吾々をして重大なりと考へしむる所の本質的缺陷は何れに在るやと申しましたらばそれは、原料の不足と云ふことに歸着致すものと吾々は信ずるのである、然るに此本案の内容を見ますと云ふと、本質的缺點でありまする原料の不足と云ふ點には何等の意が注がれて居らないと云ふことを發見するのであります。我國の製鐵事業に關係を致して居りまする人々の爲す所を見ますと云ふと、何故か此原料と云ふ一點に向つて極めて無頓着であり、暢氣であると云ふことを考へしむるのであります、我國の數多からざる製鐵所の中で、比較的兎にも角にも形式上此原料と云ふことに筋途の立つて居りまする所の製鐵所は僅に八幡の製鐵所、釜石の製鐵所あるのみであります、我國事業界の權威でありまする、三菱の同族の計畫に成る兼二浦の製鐵所の如きも、8千萬圓と云ふ巨額の資本を投じて計畫致したに拘らず、此原料と云ふ點に意を用ゐなかつた爲に、今日は全く立枯れの状態になつて居ると云ふ有様であるのであります、又農商務省が吾々に發表致して居り

まする數字に依つて見ますと云ふと、我が日本内地鐵鑛石の可採量は僅に 2500 噸に過ぎないのであります、朝鮮滿洲には尠からざる所の鐵鑛石があるのであります、殆ど總てが所謂貧鑛である其品質が極めて悪いジョホールであるとか、或は南洋の地方に参りましたならば相當品質の良い所の鐵鑛石があるのでありますけれども、是は御承知の如く 2500 哩、或は 2000 哩と云ふ遠隔の地に在りまするが故に、若し運賃が上ぼると云ふが如き場合があつたと致しましたならば、到底此地方の供給を以て、日本の原料と致すことは出來ないのである、斯く觀じ來りますると云ふと我國製鐵事業の原料を基礎的に依頼し得るものは獨り、對岸の揚子江沿岸の鐵鑛石あるのみであるのであります、而して此揚子江一帯を支配致して居りまする支那政府が、此鐵鑛石に向つて如何なる態度を執つて居るかと申しますると、彼等は所謂鐵國有主義なるものを樹立致しまして、殊に我日本に對しましては、鐵鑛の輸出を殆ど禁止的態度を以て臨んで居るのであります、實例を申して見ましたならば、鐵鑛暫行辦法と云ふが如き禁止的法律を制定致しまして、鐵鑛を輸出致します場合には、1 噸當り輸出税だけでも 1 圓以上の重税を課して、鐵鑛の賣買に當りましては數量の如何を問はず、中央政府並に地方官憲の其都度許可を得なければならぬと云ふ嚴密なる拘束を興へて居るのであります、斯の如き状態に在りまするが故に、吾々が基礎的に依頼せねばならぬ所の揚子江一帯の鐵鑛石と云ふものは、我國に輸入される状態は甚だ不安なる状態に置かれて居るのである、而も此不安なる状態が何が故に我が政府の神經を尖らすことが出來ないのであるか、我が政府殊に外務省が此誤つた支那政府の爲して居る事柄を、何が故に傍觀を致して居るのであるかと云ふことは、吾々は常に不可解と致して居る所であるのであります。又管に鐵鑛石のみではありませぬ他の重大なる原料であります所の滿僉鐵鑛石の如きに至りましては、果して何れの地に此滿僉鐵鑛石の供給を我が日本の製鐵所は得るのであるかと云ふことに對しましては、全く據るべき所が無いのである、滿僉鐵鑛石の如きは其日暮してあつて貯鑛をすら持たないのである、作業上全く不安なる状態に置かれて居ると云ふ實際であるのであります。是に於て私は政府に御尋致したい、政府は鐵事業の基本的缺陷であります此原料の供給に對して、如何なる方針を樹立致して居られるのであるか、殊に此獎勵法を制定せられんとする時に當つて如何なる御注意を此一點に集められたかと云ふことを御説明を仰ぎたいのであります、第三は本案に於ける保護助成の内容如何と云ふ一點であります、即ち保護の骨子と致して居りまする所は鐵石である銑鐵であるか、或は鋼であるか、何れであるかと云ふことを御聞き致したいのであります、1 噸に對して幾許の金を如何なる手續方法に依つて保護すると云ふことが、本案の内容であるか、此内容が示されたる所の案文に依つては捕捉することが出來ないのである、吾々は之を明確に知る必要があるのであります、政府は或は此點は勅令に依つて明示致すと云ふ御考であるやに承知致して居るのであります、併ながら、此重要な數字、此重要な點が勅令に俟たざれば之を知ることが出來ないと云ふが如き事柄は、本案の性質上斷じて吾々には満足することは出來ないのであります、殊に上來指摘したる如き數字は、製鐵事業の生産費の如何と云ふことより胚胎を致すのであります、我國の製鐵事業に於て生産費を少くすると云ふことは極て困難なる。状態に在るのであります、政府が數 10 年の間 1 億 4-5000 萬圓の巨額の資金を投じて居りまする若松の製鐵所ですら、此大なる資本に對する元利をも計算に入れず、又一切の税金をも負擔することなく、而も其營業の成績を見ますると云ふと、僅か收支が相償ふと云ふ程度でありまして、利益を上げることは殆ど出來ないと云ふ現状に在るのであります、又數日前に我が鐵道省が三菱の手を經由致しまして、亞米利加から「レール」を輸入致したのでありまするが、其「レール」の値段は 85 圓程度であつたのに拘らず、若松製鐵所が同様の品物に對して出して居りまする値段は、110 圓と云ふが如き大なる差を持つて居るのであります、此一事、即ち我が製鐵事業に於て生産費算出が極めて困難であり、其生産費なるものが幾多の斧鉞を加へる餘地を持つて居るのであると云ふことを示して居るのであります、是に於て吾々が製鐵事業の發達獎勵をなすに當つて如何なる點を基調として、目標と致さればならぬ

かと云ひましたならば、我が日本に於ける製鐵事業の生産費と、外國に於ける製鐵事業の生産費との其差額が、吾々が奨勵し助長すべき所の目標でなければならぬのである。故に私は本案を審議するに當つて、政府が此生産費の差額に對して、數理的に具體案が吾々議員に御示しになることは、當然の責任であると考へるのであります、私は之を此場合明瞭に御示しあらんことを御願致すのであります。第四に歐米の製鐵國は、何れも關稅政策の成功に依つて其目的を達して居るのであります、或は奨勵助成金の交付と云ふが如き政策を執りました國は、何れも消費者に大なる不便を與へ、國民に迷惑を與へて失敗の跡を貽して居るのであります、然るに何が故に現政府は此外國の失敗を致したる、經驗を持つて居る奨勵助成金交付する政策を執つて外國が成功致しました所の關稅政策を執らなかつたかと云ふことを私は疑ふ者である。本案が上程せられるに至りましたる徑路を考へて見ますと云ふと、當初商工大臣は吾々と等しく關稅の引上に依つて此目的を達せられる御考であつたに相違ないのであります、然るに偶々印度に於ける我が綿絲布貿易の關係から、若し銑鐵の關稅を引上げる時に於ては、印度に於ても我が綿絲布に對する關稅を引上げられ、或は茲に忌むべき關稅戰爭と云ふが如き問題を誘發する虞がありはしないかと云ふ外務省の杞憂に基いて商工大臣は其素志を翻され茲に關稅引上に代はる所の奨勵金助成金の交付なる本案を組立てられたものと吾々は承知して居るのであります、果して然りと致しましたならば、是は重大なる誤であると私共は確信を致す者であります、印度に於ける綿絲布需要の大勢を考へて見ますと云ふと、其總額は約 16 億「ルピー」であります、此中 8 億「ルピー」は印度内地に於て生産せられ、他の 8 億「ルピー」は是は輸入に依つて居るのであります、而して我國より印度に輸入致して居ります所の綿絲布の高は僅か 8 萬「ルピー」に過ぎないのであります、語を換へて申しましたならば、印度人の需要額の僅か 1/20 に相當致すのであります、又翻つて印度より我國に輸入致して居ります銑鐵は、幾許程度であるかと申しましたならば、之を金額に直して見ますと云ふと、僅に 700 萬圓を過ぎないのであります、是に於て吾々は一つの觀察を爲す必要がある、若し英吉利が其國の基本的工業であります紡績業を、國の力を以て國策として、之を關稅政策に依つて擁護すると云ふ必要に遭遇致しましたと假定を致したならば、此英吉利の國策樹立の前には、我國の區々たる 700 萬圓の銑鐵の輸入に對して關稅を引上げるとか、引上げないとか云ふ小さな問題は斷じて英吉利人の國策を左右する原因にはならないのであります又本案は先程申します通り、關稅を引上げる代りに爲されたる所の奨勵案なりと云ふことを事實と致しましたならば、關稅引上に依つて英吉利人の感情を咬るならば、本案の提案に依りましても英吉利人の感情を咬ると云ふことになるのである、固より是等の内情に付きましては、秘密會を要求せられたのであるが、委員長は現に此壇上に於て其一端を漏されて居るのである、のみならず當時の日本の新聞は悉く此内容を書いて居ります、英字新聞は之を譯載致して居る英吉利人で我國に居ります人々の手を通して、是が英吉利本國、或は印度地方に通信せられて居ると云ふことは、容易に想像することが出来るのである、若し斯の如き姑息なる手段で英吉利人を胡麻化し得んとするが如き考を持つものならば、幼稚極まれるものであると私は考へる者であります即ち此一點より考へ、更に又英吉利の關稅の關稅率の現状を見ますと云ふと——印度の關稅率の現状を見ますと云ふと、印度に於きましては、銑鐵に對して從價 1 割の輸入税を課して居るのであります、又鋼に致しましても 30「ルピー」35「ルピー」、或は 40「ルピー」、の重税を課して居る、我國の 33—4 圓にもなりませうか、斯様なる重税を課して居る、隨て我國が少くも此程度にまで我國の銑鐵の關稅を引上げましても、彼等英國人は之に向つて異議を挟む餘地は一體ない筈であるのであります、殊に世界に於ける此製鐵事業に對する奨勵、振作と云ふことに向つては、何れの國も極めて徹底致したる所の關稅政策を用ひて居るのであります、英國の如きですら、1823 年までは輸入を全然禁止致して居りました、亞米利加に致しましても、1884 年までは 75% と云ふ禁止税を課して居る、今日も尙ほ 2 割と云ふ重税を課して居る現状であるのであります、斯様なる點を一々

擧げまして考へて見ますと云ふと、我國が製鐵事業を國是と致して獎勵し、其發達を期待致します場合に當つて關稅政策を取らず。姑息なる獎勵助成金の交付を爲して其目的を爲して達せんとすが如きは一大錯誤なりと私は信ずるのであります、私は此見地に立ちまして、現政府は吾々の所見を容れて、近き將來に於て鐵の關稅を引上げ、所謂關稅政策に依つて獎勵の目的を達すると云ふ御意思がないのであらうか、此點を豫め承知致して置きたいのであります、第五に製鐵事業に對する獎勵助成金の交付と云ふことは、成程其初年に於きましては其金額は極めて少いのであります、併ながら外國の實例を見ますと云ふと、此助成金は逐次増加を致して、遂には其結果消費者を煩はし、或は國民全體に大なる迷惑を掛けて、而も其結果は失敗に終つて居るのである、政府が吾々に示したる計算に依つて見ましても、近く我國は鐵の需要、之を銑鐵に直しましたならば400萬噸と云ふことであるのであります、吾々も此數字が早く實現致すことを望む一人でありますが、假に此400萬噸と云ふ數字を擧げて、此400萬噸に對し1噸に付5圓の獎勵金を交付致すと致しましたならば、其金額は2000萬圓に相成るのであります、で政府は此2000萬圓と云ふ數字に對して、如何なる財源を準備せられて居るかと云ふことが吾々の問題であります、即ち此點に對しまする政府の用意の在る所、それを詳細に茲に御説明にならんことを希望致すのであります、之を要するのに本案は極めて不徹底である、其内容は目的とする所に副はないのである、前申します通り、斯の如き不徹底なる案は與黨たる憲政會の諸君も到底御満足にならないと信ずるのであります、所謂現内閣得意の羊頭狗肉の案であると私は考へるのである、斯様な考を以ちまして、大體以上五點に付て先づ政府の意の在る所を御説明あらんことを希望致す者であります

○國務大臣（片岡直溫君） 只今森君の御質疑に相成りました點を御答を申し上げます、森君は鐵の事業に對して御經驗を有せらるる方でありまして、御質問も洵に適切であると存じます、第一の御質問は、現行の獎勵法の失敗を致した所の原因を政府は何と見て居るかと云ふことが、御尋の要點であつたと存じます、如何にも現獎勵法なるものが完全無缺のものとは言得ないと存じますが、さりながら失敗とは認めて居りませぬ、其證據は是れありしが爲に免に角今日の鐵の出來高を見るのである、唯々當業者それ自身が戦争の後に於て如何なる變化を生ずるかと云ふ用意が足らずして、唯々製鐵所を拵へることに急にして其設備に不完全なる所のものが多く、爲に失敗に相成つて居ると見ることが相當であらうと、存じまず若し此獎勵法を作りました當時に於て、今回改正を企つる如きことも用意して居りましたならば、尙更宜かつたであらうとは言得るのでありませう、第二の御質問は原料に對する問題であります、是も御述になりました通り、何事を爲すにしても其原料を無視して仕事に取掛ると云ふが如きとは輕率を免れない單り製鐵のみには限らぬと存じます、併ながら戦争の爲に總ての貿易が杜絶して、内地に必要なものを満さなければならぬと云ふことに迫られて、事業計畫を進めたと云ふものは、製鐵事業のみではないと思ひます而して現在各製鐵所の原料其ものが豊富でないと言ふことは、御述べの通りであります、さりながら此原料を買入れることを獎勵法の下に仕組むと云ふことは、是は少々當を得て居らぬと私は考へる、是は別の方法に依るべきものと思ひます、固より何品に拘らず、需要と供給の關係に於て價格に變動を生ずるものである、それ故に原料の必要とすることに於きましては、別の手段方法を以て、我國の原料に缺乏を來さないやうにすることを努めることは當然でござります、即ち當業者を集め、鐵の事業に關して、從來の如く目前の事だけに拘泥せず、協同一致して、以て無益の競争を避け、生産費を安くせしむる方法を執らなければならぬ、是が爲には、原料買入の如きものに於ても、各自手を出して、以て其原價を高からしむると云ふが如き拙策を避けて、協同の下に於て、之を求むるの手段を講ずることにしなければならぬと云ふ見地の下に於て、相當研究を重ね、當業者も亦此意見に一致致して居る所でござります、即ち御話の如き原料豊富なる方面に於て、相當の契約を爲すと云ふが如きことも是より進み得ると存じます、又内に於きましても、彼

の砂鐵の如きものをして、製鐵の用に爲さしむる爲には、もう少し研究を要するのでありまして、豫算の上に於て、相當の研究費を御協賛を下されて居るのであります、又現在鐵の原料となるべきものにして、廢れて居るものが澤山あるのであります、其廢れて居るものを蒐集して、以て原料に供すると云ふが如きことも、是も進めて行かなければならぬのであります、又今日まで既に此鐵山のものは役に立たぬと考へて居つたものにして、或は研究の結果として確に有用なるものもあるのであります、即ち原料に供するに足らずとしたものが、寧ろ有用なる品物なりと認めらるゝものもあるのであります、故に内地に於て原料を得る途を攻究することを怠らず、外に於ても亦豊富なる所に於て相當の契約を致して、此我國の鐵の國策に向つて、故障を生じないやうに致したいと云ふことは考へて居るのであります、唯々其事柄を、此獎勵法の條章の中に含めると云ふことを致さないまでのことであります、第三の保護の内容、即ち獎勵金を受けるものが銑鐵のみにて、鋼は入つて居ないかどうか、是が御尋の要點であつたと存じますが、今の獎勵法は銑鐵より起つて、鋼材まで一貫して仕事を進めるものに向つて、獎勵をするのでありますから、即ち銑鐵を用ゐて、鋼若くは他の鐵材を造ると云ふものは矢張獎勵金は得られるのであります、而して此點を御述になる時に、鐵道省に於て亞米利加より得た「レール」は 84 圓であつて、製鐵所が納めるのは 111 圓であつて、其差甚しき状態に在る此一點を押へて、鐵政策としては外國より入るものと、内地に出来るものとの其差を押へて、以て關稅政策を攻究しなければならぬと仰せられたのであります、此事實は私は、鐵道省に於て最近 84 圓で買つたかどうかと云ふが如きことは、まだ承つて居りませぬが、是が爲に總て關稅を賦課する所の標準を示せと云ふ御要求に對しては、是は關稅の委員會に於て當局者より説明を致しました通り、相當の據り所を以て現在の關稅と云ふものは算出を致したのであります、併ながら貿易の状態は時々に変化する、其變化する一時の出來事を押へ、それを將來の根據に致すと云ふことも亦穩當なりとは言へまいと思ひます、非常な引下を行つて來ると云ふことに付ては相當の理由がありませうから、其理由の本を尋ねて不當なるものに對しては、所謂不當廉賣法に依つて營業者を保護して行くと云ふ手段を執るの外はないのである、斯の如き手段を執つても尙ほ不十分なりと云ふが如きことがござりますれば、是は常設調査委員會の手に於て十分の調査をして、更に次の議會に於て御協賛を求める手段に出でる外はないのであります、唯此機會に一言して置きますことは、我國の關稅其ものは、近來こそ始めて國定稅率に相成つたのであります、一つの英國に對する條約がござりました爲に、現在の關稅其ものは比較的不當なるものが多いのであります、之を今日正當のものに引直すと云ふ時に當つては、非常に高く世間に映ると云ふことがござります、又此英國との條約の改正に際しましても、一躍自己の都合ばかりを圖るものでないと云ふが如きことを證明致しましたことは少くないと思ふのであります、故に我國の關稅をして眞に適當に、十分なる所にまで落着けまするには、さう掌を反すやうには參らぬと思ふのであります、次の御質問の第四、歐米諸國は總て關稅を以て事業其ものを保護致して居る、それが又當然である、何故に歐米諸國に於て失敗の事實のある事を日本に取つて之を執り行ふか、此攻撃御質問に對しましては、他國に於て失敗のあつたものが日本に於て必ず失敗をすると定まつたものではないのであります、他國の失敗の仕方を見て日本は失敗に陥らぬやうにすれば宜しいのである、さう人が負けたから此方も負けなければならぬと云ふが如きものでありませぬ、我國今日の製鐵業其ものゝ状態は、第一の御質問に對して申上げました如く、戰爭の爲に輸入品の杜絶の時期に於て、早く物を拵へたいと云ふ所にあせつて設備が甚だ不十分であります、其不十分なるが爲に、今日に於ては非常に不經濟なものがある、此不經濟なるものを經濟的にするには、今回獎勵法の如く銑鐵より始まつて繼續的に鋼材にまで續けて行くと云ふことは、是は熟の經濟の上から申しまして利益、それから工程を別々に立てるときに考へますれば、勞銀の上に於ても、雜費の上に於ても、確に節約の出來る筈であります、即ち現在の製鐵業者をして斯の如く經濟的に導いて行くと云ふことには、是は獎勵法を以て之を導いて行くことが適當な

りと思ふのであります、又御尋の中に印度に關する事例を御引になつて、大分質問の御趣旨を御述に相成りましたが私は此場合に於て印度關係の事を申上ぐることを欲しないのであります、此關係が起りました爲に、之に代はるに獎勵法を布いたならば、甚しき失敗であらうと云ふ仰せてありました、固より關稅を引上げることを以て製鐵の根本策を樹てることも一つの意見に相違ないと思ひます、さりながら日本の今日の製鐵業者の狀態に對しましては、寧ろ獎勵法を行つて、銑鐵より始まつて鋼材まで繼續的に爲さしむるやうに之を導き、今まで其設備の不十分なる點のものに對しては、之を設備すると云ふ條件の下に獎勵を加へて行きさへすれば、結局其目的を達するに至るであらう、斯ら云ふ所信を以て獎勵法を御協賛を求むることに致したのであります、關稅が出来ないからやらなくして、別の法を取つたと云ふ意味ではないのであります、第五の御質問は、日本の需要額は約400萬噸と云ふことであるが、斯の如き域に達すれば2000萬圓の金を要する、如何にも御尋の通り、最初は少くして段々量が増すに従つて獎勵金の多額になると云ふことは、是は避くべからざることであります、さりながら我國の現在の鐵は、官營の製鐵所が拵へますものが半分以上であります、又一足飛に御懸念の如き金を、直に16年度に要すると云ふが如きことに發達をすると云ふことは出來得ないことは、森君と雖も御承知の筈であります、是は漸次其所に到るべきものである漸次其所に到つて鐵の自給自足が出来ることになれば製鐵の國策其ものは目的を達することゝして喜んで宜しいことであらうと思つて居ります

○森格君 只今商工大臣より詳しき御答辯があつたのであります、私は其御答辯の内容を拜聽致して居りましたが、要するに顧みて他を申されたのであります、本員の質さんと致して居りました所を御答に成つたのではありませぬ、若し時間が許すならば、私は此所に其一々を捉へて辯駁を試みたいのであります、會期の切迫致して居ります今日私は之を慎みます、大要は委員會に於て更に要點を御質しを致したい積りでありますが、唯一點此所に關稅問題に對する商工大臣の御答辯は、實に吾々をして片岡國務大臣でも斯様な御答辯を爲さるかと思ふやうな感じを致したのであります全く是れ自己の良心に反したる所の御答辯であるのであります、併ながら此點も亦此席上に於て御答辯相成ることを好まざるやの御様子であります、故に、私は追究を致しませぬ、唯一貫主義——銑鋼一貫主義は、熱の經濟其他に於てどうしても必要であると云ふ御話でありました、固より其通りであります、吾々も銑鋼一貫主義は、今日の製鐵事業界の最も理想とする所であり、我國も其點に到達せねばならぬと云ふことを私は考へるのである、併ながら我國の製鐵事業は、政府自ら獎勵案を考へぬばならぬ程の幼稚なる狀態に在るのであつて、銑鋼一貫主義が未だ實行されて居らないのであります、若し之を實行せんと致しまするときに、嚴密に之を申しましたならば、我國現存の製鐵所の中で、此一貫主義を實行致して居る製鐵所は、果して幾つあるかと云ふ質問を致したのである、理想を捉へて現實を捉ふることを忘れた此一點は、矛盾であると私は指摘致したのであります併ながら時間經濟の爲に私は茲に遺憾ながら質疑を此程度で打ち切ります

○前田房之助君 (前 略) 第二に御尋申上げますことは、本案に依る所の保護獎勵に依りまして、果して製鐵事業の確立を期し得ると云ふ御自信ありや否やと云ふ點であります、又果して斯る御自信がありますならば何を根據と致して斯様な御自信を抱かれたかと云ふことを御尋申上げたいと思ふのであります、只今片岡商工大臣は森君の質問に對せられて、現行法は相當に效果あるものであると、斯様に申されたのであります、併ながら現行法の實施以來今日に至るまでの製鐵事業の現状は、明に此現行法の失敗して居ることを物語つて居るものであらうと思ふのであります、試に其例を申上げますと云ふと、大正6年現行法實施以來、全國に於て約80の製鐵所が出来たのであります、然るに今日までに既に75の工場は其作業を中止致して居る、或は全然廢業を致して居る、僅に残つて居るものは5つしかないのであります、さうして残つて居ります所の釜石の製鐵所、輪西の製鐵所、兼二浦の製鐵所、是等悉く



が相當の缺損を致して居ります、此事實は明に私は現行法が適當なる制度でなかつたと云ふことを如實に語つて居るものであると思ひます、無論大正9年の財界の急轉直下の不況に依りまして、非常な打撃を受けたことは事實であります、併ながら若し現行法なるものが相當効果がありましたならば、私は80の中75まで廢業するやうな結果に陥つて居らぬと思ひます、此點は明に現行法の失敗を物語つて居る何よりの證據であると思ひます、其他海外の例を森君が述べられたに對して、外國は外國である、我が日本の國は外國に見習ふ必要はないと云ふ御答であつたのであります、併ながら我國が英、米、獨、佛に比して、其原礦の數量より致しましても、又石炭の質から致しましても遙に劣つて居る、其劣つて居る國家が海外より、より尠い所の保護獎勵に依つて果して、製鐵事業の確立の目的が達せられると云ふ御考を持つて居られますかどうかでありますか、私は少しく例を擧げて申し上げます、米國に於ては御承知の如く1815年には銑鐵1噸に付て1弗の保護でありましたが、1870年に於きましては1噸に付7弗の高率を課したのであります、さうして1890年に於きまして、彼の有名なる「マキンレー」の保護政策に依つて、初めて、米國の製鐵事業を完成致したのであります、又獨逸の如きも1844年に於きましては、銑鐵1噸に付き20馬克の關稅を掛けて、さうして漸く製鐵事業は確立したのであります、其後——製鐵事業の基礎が確立致しましたに付て、1910年には10馬克に引下げたのであります、けれども兎に角保護關稅を設けたときは20馬克を課したのであります、又英國の例を取つて見ましても、英國は御承の如く18世紀の末葉に於て國稅政策を行つたのであります、其當初は銑鐵1噸に付2磅10志10片を課して居つたのであります、其後峻烈なる保護政策を實行致しましてして、1819年に於ては銑鐵1噸に付て6磅10志と云ふ、殆ど輸入禁止稅に均しき稅金を課して居つたのであります、當時英國に於ける銑鐵の原價は1噸に付て10磅10志10片2分の1と云ふことであつたのでありますから、丁度原價の六割に當る程の高率の輸入稅を課したのであります、其結果漸くにして英國の製鐵事業と云ふものは確立したのであります、蓋し石炭多く鐵量多き所の英吉利、獨乙、亞米利加にして、尙且つ斯の如き高い稅金を課してさうして幾多の變遷を経、長い間の經驗を積み、漸く其事業は確立したのであります、又森君の申された如く、保護獎勵を行つた國家は少しも成功を見て居りませぬ、其實例は時間を省略する爲に私は申しませぬが、加奈陀に致しましても、濠洲に致しましても、伯刺西爾に致しましても、獎勵金を交付する制度を取つた國は悉く失敗を致して居る、斯様な事實に徴しましても、私は1噸に付て僅に6圓以内の獎勵金を交付なされることに依つて我が製鐵事業が確定するものとは、どうしても思はれぬのであります、此點に付きまして今一度具體的に御自信の程をば承りたいと思ふのであります、然らば何を根據として片岡商工大臣は此計畫が此方法に依つて確立すると云ふ御自信を以て御出しになつたのでありますか、或は鋼鐵の關稅を1割5分から1割8分に引上げた、さうして5圓程の引上をやつたから銑鐵に對しても5圓程の獎勵金を交付すると云ふ御意見であるのでありますか、或は我國の價格と外國の價格が5—6圓開きがあるから、それだけのものを交付するのであると云ふ御考から出たのでありますかどうか、其根據を一つ數字的に御示しを願ひたいと思ふのであります、それから第三と致しましては、私は暫く片岡國務大臣の御説明を信頼するものとして、本法案に依つて製鐵事業が確立するものと看做しまして、然らば果して幾年の期間、今後幾年の期間に於て我が製鐵事業が確立すると云ふ御考であるのでありますか、此點を御伺致したいのであります、1箇年に幾許までの獎勵交付金を御出しになると云ふ御考であるのかどうか、此二つの事柄は我が國家の財政上、又國民負擔の上に重大なる影響を持つものであるから、恐らくは政府と雖も何等據る所なく、漫然と此御計畫を立てられたものとは思はぬのであります、必ず此計畫を立てられたに付ては、何か據るべき根據があつたであらうと思ふのであります、此點に付きまして詳細なる御説明を仰ぎたいと思ひます、其次は現在の當業者は御承知の如く、大正6年の現行法に依りまして特別の保護を受けて、其結果と致しまして經營が頗る放漫に流れさうして、其結果經營困難の状態



に陥つたのであります、隨て本法を適用なさる前に當りましては、現當業者の事業の内容を根本的に刷新をされ、經營方針を改め、さうして生産費を安からしむることを鋭意御努力をなさつて、其上に本法を適用なさると云ふことが穩當であらうと思ふのであります、單に表面上の條件のみが一致を致したから直に本法を適用なさると云ふやうでは何等の効果がなからうと思ふ、恐らくは奨勵法でなくして一種の救濟法であるかも知れぬ、奨勵金でなくして現當業者の懇願に依る所の一の義捐金になるではなからうかと思ふのであります、隨て私は本法を適用なさる前に、現當業者の財政状態を能く御調べになつて、其整理を政府自ら爲されると云ふ位の決心を以て斷行されんことを希望する者であります、之に對する政府當局の御方針は如何でありますか、之を御尋申上げたいのであります、更に假令現行法を適用なさりましても、今後當業者の經營方針に付きましては、嚴重なる監督監視が必要であらうと思ふ、此當業者の嚴重なる監督監視をば政府は如何なる方策を以て御遣りになる御考でありますか、此點を御尋申上げたいと思ふのであります、次は共同販賣のことであり、是はまだ確定致して居らぬやうであります、最近工業當業者が御集りになつて此生産の調和を圖る、調節を圖ると云ふことを御相談になつて居るやうであります、是は誠に結構の事と思ふのであります、併ながら共同販賣を爲さることに依つて市價を釣上げて外國品よりも高價であつて而も劣等なる製品で、我が内地需要者は甘んじなければならぬと云ふ結果に陥るのでなからうかと云ふことを私は憂ふる者であります、此點に付きまして政府は如何様なる御考があるのか、承て見たいのであります、其次は滿蒙に於ける製鐵業者に對する保護奨勵であります、我國の製鐵事業の基礎を確立致しますのに、内地當業者に對する保護奨勵以上に、滿蒙の當業者に對しまして保護奨勵を興へる必要があると思ふのであります、政府は果して保護奨勵を爲さる御意思があるか、あるならば如何なる方法を以て、又如何なる金額を御交付になる御考でありますか、此點を伺ひたいと思ふのであります、以上は議案第一に依つての質問であります、茲に議案第三に對します質問を簡單に致したいと思ふのであります、(下略)

○國務大臣 (片岡直溫君)(前 略)

次に現在の奨勵法の下に、製鐵事業をして愈々自給自足の域にまで確立せしむることが出来るか否や、此御質問であるのであります、是は至極御尤の御質問であります、現在此製鐵事業をして一日も速に成功せしむるには關稅十分に引上げると云ふことが、一番仕易い事であり、一番又効果が有るものでありませう、さりながら我國に出来る所の鐵の約半分は、今輸入に仰いで居るのであります、此關稅を一時に引上げた爲に、其國民の多數が非常に高き鐵を使用しなければならぬと云ふことに陥るのであります、製鐵業者だけから申せば關稅を引上げること欲するであります、消費者の側から云へば關稅を成たけ安くして貰はなければならぬと云ふことを主張するのであります、是は利害相反する事柄であります、それ故に製鐵事業をして眞に自給自足の域に達せしむる爲には成べく國民をして苦痛を甚しからしめざる程度に於て之を力めなければならぬと思ふのであります、其點から申しますと、銑鐵より始まつて鋼材までに一貫して行くと云ふ此設備の整ひました曉は生産費に於て、約7萬圓餘を減ずると思ふのであります、それから今日奨勵金を興へることを先づ別に致しまして、現在の奨勵法其ものに依りまして、之を茲に延期を致す、最早期限が來て居るのであります、之を期限を延べます爲に、奨勵法の下に受くる奨勵金の外に所謂所得稅とか營業稅とか云ふものゝ免税より致して、鋼材1噸に對して約1圓82錢の補助を加へられたと同じ結果になつて居ります、さうすると設備の改善に依つて生産費が7萬圓餘安くなり、所得稅、營業稅の免除に依つて1圓82錢安くなり、奨勵法に依つて受くる所の金を合せて相當の金額になると思ふのであります、而して何に依つて此奨勵法の根本を定めたかと云ふ御話であります、是は詳細に互りますと委員會で申上げる外はありませぬが、大體に於て今日輸入して來るものに對する日本の製品とを比較したものであるのであります、而して果して確立するや否やと云

ふ此根本の御尋に對して當業者と監督者と一致協力の結果確に成功すると存じますが、當業者が今申した通り利益を得るやうに力めることは、當業者に於て爲さればならぬ、是等が果して爲すか否やと云ふことは、政府者にあらずして、當業者である、其當業者と政府者とが相兼ねて居ると云ふことならば、何年掛つたら斯うなると云ふ事を申上げるのでありますが、現に枝光製鐵所の如きは是で十分に行くのであります、故に官營の方から申しますれば、無論行くのでありますが、此點から申しますれば、官營には資本に對する利子を拂つて居らぬと云ふが如き御論も起りませうが、其利子を控除致しましても、算盤は出ることになつて居ります、さうして見ると、此獎勵法に依つて當業者が茲に奮勵努力して國策樹立に副ふ、此所まで努めると云ふことに依つて效果の完成するものと申さなければ、此に何年を期してと云ふが如きことは責任を以て御答は出来る事柄でないと思ふのであります、それから外國より少き補助云々のこともございましたが、是は前段に御説明を申上げたことに依つて、大略を御承知下さつたと思ふのであります、それから外國の獎勵法は失敗であつた、之を森君の述べられた點に對して重ねて御述になりましたが是は其國の事情にも依りませう、凡そ物の補助金があるが爲に補助金に依頼して以て改良をしないと、斯う云ふことに流れ易いのであります、今回の獎勵法は、現在の設備を斯様に改良して此獎勵法に副ふやうに致すと云ふ方法を先づ立てさせ、之を何時までの間に實行すると云ふことに依つて、それを信じて助成金を遣るのであります、若し其決めた事柄を實行致さなかつたならば、獎勵金は取上げると云ふことになつて居ります、さう云ふ風に定むる積りであります、それ故に唯ゞ製品の分量に應じて遣ると云ふものでない以上は、相當の效果はあると信じて居ります、此答に依つて、當業者の財政を調べてと云々云ふことの御質問は、御了解が出来たかと存じます、それから監督の方法を如何にするかと云ふことであります、是は素人では監督は出来ない、それ故に既に製鐵所技監野田氏を商工省の兼務を命じましてさうして、是が監督に當らしめるやうにして、あるのであります、何れ其監督の方法其他詳細の事に至りましたは、委員會に於て野田政府委員より詳細に御答が出来ると存じます、それから共同販賣の設備の結果、悪い品物を高く賣るやうになりはせぬかと、斯う云ふことでありますが、悪い品物を高く賣るやうにならうとは存じませぬ左様なことは致させませぬが、そこまで來れば大變結構であります、其弊が出来て、之を矯正することに相成るまでに、此共同販賣の實績が擧がるやうになれば、洵に結構であります、若しそこまで來ましたならば、其弊害を見出せば是が矯正に努めると云ふことは當然の事であつて、此矯正を致すことは、何も困難はないと思ひます、次は滿蒙に對する御尋でございまして至極御尤であります、併ながら滿蒙は我國の領土ではない、此獎勵法を滿蒙に適用すると云ふことは出来得ないのであります、併ながら我國の勢力に於て、滿蒙の仕事が今日進んで居ります以上、之を無視して置くこととは出来得ない、是は分り切つて居る、それ故に此滿蒙方面に對しては、此獎勵法を御協賛を得ると同時に相當の考慮を致して、彼等の苦痛の無いやうに致さうと云ふ事を決めて居る次第であります

○猪野毛利榮君 極く簡単に一二點御尋致したいと思ふのであります、日本の鐵國策と云ふものは非常に重大なる問題であると私は思ふのに、取扱方が如何にもどうも早足で、而も冷淡のやうに考へられるのであります、中ゞ是は急いでさうやり得らるべき性質の問題ではないと思ふ、皆さんは進行々々と申さるゝけれども、實は日本に取つて重大な問題です、兎も角片岡商工大臣に、一體日本は鐵の自給自足に達し得らるゝ見込が確然と有るか無いかと云ふことを先づ聞きたい、眞先きにこいつを聞かなくちや駄目なんです、何故ならばですれ、一體此案が出て來た歴史を吾々が考へて見ると、腑に落ちぬ點が多いのです、高橋是清君が農商務大臣の時であつた、即ち三派内閣の時は日本に於ける所の三菱其他東洋製鐵の如き、五六の製鐵會社が此大切な鐵事業をやつて居るのであるけれども、斯うしても立行かぬから之を救濟せなくてはならぬと云ふ議論をして、さうして枝光の製鐵所を茲に拂下げて、さうして官民合同でやるとか何とか云ふ、即ち會社の救濟策のやうに當時の輿論になつて居つたやうに思ふ、高橋君はさう云ふ事を

此處で明言せぬけれども、輿論は之を認めて居つたのである、それが今日に至つてはそれをやらずして詰り鐵國策と變更して來たのである、鐵會社救濟策が鐵國策と變更して來たやうに吾々は考へらる、斯う云ふ薄弱なる根據理由の下に鐵國策が現れて來るやうなことではいかぬ、先程の片岡さんの御話に依れば、最初此鐵に付ては、關稅主義を執つて來たやうであるけれども、此關稅政策を執ることは出來ないと云ふことに付てははつきり明言し得ない、是は重大なる事である、關稅主義でやるか、又保護金を給付してやるかと云ふことは重大なる事である、日本では餘り原鐵石は澤山ないと云ふことは皆分つて居る、それを原鐵石の澤山ある外國でも失敗して居る此事柄を何等原鐵石の無い日本が斯う云ふ大膽のことを急いでやる、實に私共は腑に落ちないですれ、實は鐵に付ては私共は素人であるけれども、素人が聞くことは中々眞理を鑿つことがある、玄人ばかりではいかぬ、片岡君なども鐵に付ては素人であるから、隨て玄人以上の名案が出て來ると思つて特に興味を持つて居る、偕製鐵事業に保護金を行ふて、事業を獎勵して行くのは宜いけれども、今日本では民間でも製鐵事業をやつて居る、政府でも枝光製鐵所などを持つて居る、兎に角民間に補助をして旨く段々やつて行けるやうにして、それから後に官營にしてしまふ積りであるが、之を政府が買收して官營でやらす方が色々の都合上統一が取れて宜いと云ふのであるか、又今鐵の保護を各會社にやつて、後では枝光製鐵所などを民間に拂下げると云ふやうな方針であるか、此點もしかり聞いて置かなければいかぬのである、枝光製鐵所の如きはもう7—8年も経ちませうが、非常なる大疑獄を起して、當時の押川長官などは其爲に自殺をする、其以後に於ても世人は九州のあの一角には多大なる疑惑を持つて居る、今日でも實にあの製鐵所の内部は紊亂をして居ると云ふことを、時々私等は聞いて居るのでありますが故に、斯う云ふ點に付てもはつきりしたことを片岡さんが仰しやらなくては、吾々が通り一遍に議會を通していかぬ、成程としつかり腑に落ちなければいかぬ、國民も此點に付て疑惑を持つて居ると私は考へて居るそれから第二番目には、内地に一體どれ位の鐵の原鐵石があるかと云ふことを聞きたい、私共は國防上こんな事を申しては差支あるかも知れぬけれども、日本の鐵の原鐵石は貧弱なるものであると云ふことは、世界の定論になつて居ると思ふ、一體1年にどれ位の鐵鐵石を掘つてどれ位持つて、何年間此原鐵石を始末して行けるかと云ふことの大凡の見込が立たなければならぬと思ふのです、又此鐵を製造するに付ては石炭が要る、日本のやうな質の悪い石炭では、本當の良い鐵が出来るかどうかと云ふことも疑問である、諸威に於ては非常に良い鐵が出来るのは、鐵鐵石も良いであらう、技術も宜いであらうが、其火力即ち石炭が良いと云ふ説を爲して居る者もある、斯う云ふことに付ても吾々は知つて置く必要あると思ふ又た内地に澤山の原鐵石が無いならば、之を濫に今日掘盡して使ひ切ると云ふことは、國防の上から考へて見てもいざと云ふ時に非常に後から迷惑が來はせぬか、現に獨逸の如きは自分の國には相當の鐵鐵石があるけれども、あの「ぶるがん」に於て製鐵所をやつて居りますが、此處へ來る所の原鐵石などは皆諸威の方から持つて來て居る、さうして石炭は英國から持つて來ると云ふやうにして成べく自分の國のものは使はぬやうにやつて居る、日本の如く貧弱なるものが濫に之を獎勵して、内地のものを掘盡してしまふと將來は實に困りはせぬかと思ふ、現に石炭の如きものでも、もう50年だけしか日本の石炭の壽命はないと云ふことを片岡商工大臣が知つて居らなければならぬと思ふ、もう一つ私は聞いて置きたい、日本が一體鐵國策を確立する上に於ては、支那を措いて日本だけで鐵國策を確立することは出來ぬ、何としても日本は日支合辦とか何とか云ふ途に依らなくては出來ぬ、それに斯う云ふ點に付ては一向説明がないのです、今滿洲の鐵の話もありましたが、滿洲ばかりではない、一體支那と特別の何等かの條約を結んでやるか、或は支那の原鐵石が日本で自由に取るゝが出来る状態になつて居るか、又石炭も日本の内地では足らぬから滿洲から之を持つて來る持つて來るに付ては萬一太平洋の浪が荒れて日米問題が起つても、斯う云ふ點に於て差支ないかどうか、斯う云ふ所まで私は考へなくちやいかぬと思ふ、もう一つ序に聞いて置きたい事は、世間では此鐵獎勵保護案なるものは5つ6つの大會社を徒に富ますの

みてあつて、弱小會社が普遍的に此恩恵に浴することが出来ぬと云ふ聲が大分あるが、果して斯う云ふ結果になるかならぬか、此點も承りたいと思ふのであります

○國務大臣（片岡直温君） 只今の猪野毛君の御質疑に御答します、商工大臣は鐵の自給自足を確立せしむるの確信ありや否や、さうして御言葉中には片岡も素人であり、自分も素人であると斯う仰せられたのでありますけれども、如何にも私は其道にはさう明るい者ではありませぬ、併し猪野毛君よりもう少し研究はしたかと思ひます、併ながら私の所信に依つて申上げるのではない、之に對しては製鐵事業の將來に關する調査委員會なるものを組織しまして、是は高橋農商務大臣時代でありますけれども、其道に詳しい人を集めて、13回に至る長き時間の研究を致し、それには我國の事は固より他國に於ける製鐵の狀況、生産費、運賃、金利、色々な調査をし、餘程精密なる調査を致し、是と相比較して日本の製鐵事業は自給自足が出来得る、斯う云ふ論結に相成つて居るのであります、それで私が確信するのみならず、斯道に明るき者が確信を致して居るのであります、さうして其時分の決議は民間業者を救済する爲が主であつたと云ふ御話であります、さうではありませぬ、唯々其論結が民間業者と八幡製鐵所との資本を合同致す方が宜い、半官、半民にするが宜いと云ふことが決議の意見にはなつて居ります、此意見に對して私は反對を致す者ではない、さりながら今日の場合に於て枝光製鐵所の資本が假に1億圓であるとした所が、其1億圓と云ふものゝ正體が世の中に分つて居るかと思ふと、分つて居りますまい、それから戦後に於て急造せられた製鐵所が投じて居る資本が、果して今日より見て適當の資本と云へるや否や、是等のものを打つて一團とするが如きことは、早計の甚しきものと思つて居ります、それ故に先づ八幡製鐵所の會計法を變へ、民間の會社に於けるが如き決算を明にするに致し、さうして此獎勵法の下に、民間の製鐵業者に向つても相當の監督を進めて行くのであります、其結果に於てば或は資本の合同、半官半民若くは國有、斯う云ふが如きことまでも起るかも知れませぬ、只今の所ではさう云ふことに到着する場合に於ても、何等差支のないやうに進めて行くと云ふことが適當なりと信じて居るのであります、それから八幡の製鐵所は内部が非常に紊れて居る、私は先日4日間、ずかり朝から晩まで通じて調べましたが、併ながら4日間ばかりで果して正確なるものであるや否や、と云ふことが分るものではございませぬが能く整頓致して居る、既に今日まで長い間損失も可なり續けて來ました、併ながら昨今は確に利益を擧げられ、自ら自營自給が出来ると云ふことを信じましたから獨立會計法——獨立とまでは行きませぬが、獨立に近からしむるものを拵へて今日協賛を求めて居るのであります、今日まで損をしたこともございませぬが、好景氣の時代に於ては、今日の資本金額よりははずつと餘計のものを儲けて大藏省へ納めてある、枝光製鐵所を若し從來の金利の計算をせずに見た時にはあれは只になつて、更に1400萬の金を持つて居ると云つても宜い、其所までにはなつて居りますから、其點は御安心下さつて宜いと存じます

○加藤政之助君 只今の日程變更に依りまして本會の問題となりました製鐵業獎勵法案外二件の委員會の経過及結果を御報告申し上げます、此委員會は前後3回開きまして、今日午前中に於て終了を告げましたのであります、政府が本案を提出された趣旨は、製鐵事業は基礎工業である、國家の存立に關係のある問題である、故に是は自給自足を圖らねばならぬが、歐羅巴の戦争當時に於ては、此事業は稍發達の緒に就いたけれども、爾來列國競争の爲に我國の發達しかけた製鐵事業が將に衰運に向はんとして居る、故に之を何等かの方法を以て獎勵振作して、鐵の自給自足を圖るの必要がある併し此獎勵には列國の歴史に鑑みれば、或は關稅を以て此事業を獎勵し、若くは助成法を以て獎勵したと云ふ先例があるが、併し我が日本現時の狀況に於ては、關稅を以て獎勵すると云ふことは適當と考へない、寧ろ今回政府が提議せられたが如き獎勵を以て、此事業を發達せしめて、鐵の自給自足を圖るのが宜いことである、斯う云ふ趣旨を以て本案が當議會に政府より提出せられました次第であります、そこで其保護の内容は如何なるものである

かと云ふ質問に對しまして、政府は本案提出の趣意は銑から「スチール」、即ち銑鐵から鋼鐵まで繼續的に此事業を經營すると云ふ工場の生産物に對しては、1 廬に付て6 圓を補給する、それから銑鐵だけを造つて、さうして之を鋼材に提供すると云ふものに對しては5 圓を補助する、其残りの銑鐵に對しては3 圓を補助すると云ふ内容の答辯であつたのであります、そこで委員間に於ては、第一に此事業を獎勵するに付て心配しなければならぬのは鐵の原料である、我國は鐵の原料が極めて乏しい、之に對して政府は現在如何なる見込を持つて居るかと云ふことであります、此質問に對しては、内地に現在出る所の鐵鑛石は極めて少い、併ながら朝鮮、支那、揚子江沿岸、滿洲其他に於て鐵鑛石が供給されつゝある、殊に朝鮮及我内地にはまだ未發掘の鐵山もあるのである、殊に砂鐵が今問題となつて居つて、之を十分研究して其效を奏するならば、我國に於ても鐵の原料に乏しくないと云ふことを考へる、故に此原料に付ては滿鐵に付ても、「コークス」に付ても、先づきのみ心配にならぬと考へる、斯う云ふ答辯であつたのであります、次は滿洲に於て本溪湖、鞍山站、是は我國の勢力範圍で、日本人が製鐵の業を營んで居る、之に對しては如何なる處置を政府は執る積であるか、斯う云ふ質問があつたのであります、此質問に對しては、政府は相當の考慮を加へて此事業を獎勵振作する積であると云ふ答でありました、次に質問のありましたのは此法案に依れば3 萬5000 廬以上1 日に付て100 廬、此設備のある工場に付て政府は補助しやうと云ふのであるが、それだけに達しない1 萬廬以上の設備のある工場で、今日現に休んで居るものがある、之に對しては政府は此3 萬5000 廬以上と云ふ制限を解いて、同様に補給する考はないかと云ふ質問でありましたが、之に對して政府の當局者は、是は所謂大量生産でなければ經濟が引合はないのである、副産物も十分に取れないのである、燃料も餘計に要るのである、故に左様な小工場は經濟的に行かない、殊に銑鐵から鋼鐵まで繼續的に之を製造すると云ふ目的に副ふことは出来ないから、此3 萬5000 廬以上と云ふ制限を解く譯には行かない、左様な小工場には同様の補助を與へると云ふことは出来ないと云ふ、斯う云ふのが政府の答辯であつたのであります、そこで結局今日午前に於きまして、此三案に對する討論を致して採決を致したる所此製鐵事業獎勵案及特別會計法、之に對しては不滿の點が随分ある、併ながら時日切迫して居る今日、之を完全に修正するの違がないから、不十分であるが第二善、第三善の策を取つて之を賛成すると云ふことが委員全會一致の意見でありまして、此三案共全會一致を以て可決せられたのであります、それで其所に修正ではありませぬが、希望が2 つ附いて居るのであります、其希望はどう云ふことであるかと申しますと云ふと、只今讀上げます二件であります、第一は「滿洲に於ける製鐵事業は我が製鐵事業に重要な關係あるを以て政府は本法律案提出の主旨に鑑み是等の製鐵事業に對し速に適當の助成方法を實行すること」、第二、「第八條に依り交付する獎勵金は銑鋼一貫作業の場合は毎1 廬金6 圓其他の場合は毎1 廬5 圓と爲すこと、右希望す」斯う云ふ希望條件でありました、此希望條件に對する政府の答辯は、政府としては滿洲に於ける製鐵事業は、我が製鐵事業に重要な關係を有することでありまして、十分考慮しまして御希望に副ふやう努力致しませう、斯う云ふのが第一に對する答であります、第二に對しましては政府勅令の内容は曩に申上げたが如く6 圓、5 圓、3 圓に區別することを適當と信じて居りますから、3 圓を廢して五圓にすると云ふことは、遺憾ながら考慮の餘地はありませぬ、併し本問題は申す迄もなく、關稅に重大の關係を有することでありまして、關稅常設委員が設けられました曉は、緩急を圖り、適當の處置を講ずるの機會があると存じます、故に其時は十分考慮致しませぬ、斯う云ふことであります、斯様な答辯であつて、委員會は矢張全會一致を以て此2 つの希望を可決したのであります、以上が本問題に付ての委員會の経過及結果であります、此段御報告に及びます。

○武藤山治 (前略)次に私が反對するのは此製鐵業獎勵改正法律案であります、一體日本の製鐵業を保護する其理由として、政府の常に唱へられる所は、製鐵業は基本工業である、斯う云ふ點に在ります、基本工業と云ふのは一體ど

う云ふことでありますか、基本工業と云ふことは、日本の國に於て獎勵すれば十分有利に發達し得るものにして初めて基本工業と言ふことが出來ます、米が如何に吾々の日常食糧品であるからと云つて、岩の上に耕して米を作らうと云ふやうな業に獎勵金を與へると云ふことは、國家經濟の上に是より不利はないことは申すまでもありませぬ、日本の製鐵業は恰も米を岩の上に耕して作らうと云ふ仕事であつて、日本のやうな國に有利に製鐵業なるものが發達し得るものではないのであります、故に斯の如き不經濟なる此製鐵業を基本工業であると云うて、濫に之を保護獎勵せられると云ふことは、過ち是より甚しきはないと思ふのであります、殊に私が諸君に申し上げたいのは、商工大臣の御説明に依りますと、日本の今日の製鐵業は保護する必要はないと云ふことを仰しやつて居ると同一と思ふのです、先頃當該場で片岡商工大臣が御答になりました中に、枝光製鐵所と云ふものは非常に儲かつて居る、大變儲かつて今日までの金利の計算をしないならば、既に資本金だけ全部儲けてしまつて只になつて居る、尙ほ其上1.4—500萬圓の金を持つて居る、斯う云ふことを仰しやつたのであります、然らば何が故に製鐵業を保護しなければならぬか、是は即ち民間に於ける所の製鐵業者が戦争の好景氣の時に、濫に製鐵業を起して今日困難をして居るが爲に、之を獎勵しやうと云ふのであります、如何なる事業でも困難しない事業はありませぬ、困難して居るから國家が助けなければならぬ、斯う云ふ事でありましたならば、國家は到底其費用に堪へぬのであります、今日の製鐵業なるものは、私は到底日本では有利には發達し得ぬと考へますけれども、現に商工大臣の仰しやる通り、枝光製鐵所と云ふものは戦時中に非常に儲けて、資本金は只になつて、尙ほ1.4—500萬圓も金が餘つて居るとすれば、民間の製鐵業者も今日困難して居るが、十分に整理をし、經營に努めて居つたならば、今後10數年の間には枝光製鐵所と同じやうに、或は資本金が只にならぬまでも、相當の利益を擧得る時が來ると思ふのです、現に大阪に於ける一製鐵會社は、十分其整理を遂げ、資本金を切下げ、今日1割の配當をして居る、唯々今日の大製鐵業者ばかりが濫に政府の保護救済を望んで、今日までそのみに力を入れて、さうして資本金も切下げない、少しも整理に努めない、經營に努力しない、而して基本工業であると云ふやうな理由なき主張の下に、吾々國民の懐より納める所の租税の中より獎勵金を受けやうとするやうな、さう云ふ人々の手に依つて假に此製鐵業が有利に發達し得るものとしても、此事業の發達を望むことは出來ぬと思ふのであります、故に今日吾々が是等の製鐵業者に與へる所の教訓は、彼等をして極度に苦しませよ、彼等をして自ら整理せしめよ、而して初めて此事業と云ふものは完成するものである、如何なる事業と雖も困難せずして成功した事業は世界の經濟史に於て一つもないのであります、然るに今日の日本の製鐵業者の主張を聞きますと、自ら整理せずして國家の保護救済を求めて居るのであります、而して是等の製鐵業に關係せる一部の大家の戦時好景氣の時に製鐵業を起した、製鐵會社を起した時の言ひ分はどうであつたか、吾々は國家の爲め眼前に利益の無い仕事もやらなければならぬ、所謂奉公の精神を以て此製鐵業を起すと公言し、斯る事業なるが故に政府に獎勵保護を求めて現行法が行はれ、それぞれ保護獎勵を受けた故に、今日あるは固より覺悟でなければならぬ、然るに資本金を切下げもせず、一つも整理を爲さずして、基本工業であると云ふやうな名に縋つて、さうして此國家の救済を仰がふ、保護獎勵を受けやうとすると云ふやうな心では、到底私は斯う云ふ心得の人々に依つて製鐵業が發達するものでないと思ふのであります、唯々一つの問題は日本國內に製鐵業の發達が必要であるとして、常に政治家が迷ふのは、詰り是は軍事に關係して居る、鐵がなければ戦時のとき困るではないかと云ふやうな考からであります、併ながら私は此處に明細なる統計を持つて居りませぬけれども、今日まで此製鐵業を吾々が獎勵した所の多くの金額、今後獎勵法に依つて與ふる所の金額だけ、外國より毎年陸軍省が鐵を買つて、公園の中に唯々轉がして置く方が國家經濟の上に利益だと思ふ、さうして置く方が國家經濟の上から云へば、他の工業の上に妨害を及ぼさぬ利益があります、此製鐵業者を保護する爲に、或る一部の製鐵業が希望するやうに關税を引上げたり色々な事をすれば鐵が高くなる、高い鐵で拵へる所の機械は高くなる、高い機械を使ふ所の一般工業なるものは、海外に向つて競争力を弱められることは經濟學者を俟たずして明

かな事であり、故に私は今日多くの製鐵業者が、戦時好景氣の際に中には權利株で儲けやうとして而して色々な會社を拵へ、其後困ると云うて今日の財政困難の中から、更に奨勵金を受けやうと云ふやうな、さう云ふ製鐵業者に奨勵金を與へるよりも、奨勵金だけ鐵を買つて、公園に轉がして置く方が軍事上にも差支なく、一般工業の發達を妨げずして、寧ろ國家の爲になると思ふのであります。是等申上げました理由に依りまして、私は此二法案に向つて反對の意を表する者であります。

**○岩切重雄君** 只今委員長より報告になりました製鐵所特別會計法案竝に製鐵業奨勵法及其他の一件に對しまして、私は賛成の意思を簡單に表示する者であります。只今武藤山治氏より製鐵所特別會計法案竝に製鐵業奨勵法案に對しまして反對の御意思が表明されたのであります。私は本案を賛成致しする立場より致しまして、簡單に只今御反對の點に對して賛成の意味を表明して見たいと考へます。先づ吾々が一括致しまして製鐵業に關係のある此法案を賛成するに至りました理由の根據は、元々吾々の意見と致しましては、關稅法と連絡のある是等の法律案を極めて完全なるものであるとは考へて居ないのであります。吾々の根本の意見は自ら他に在るのであります。只今武藤君の御演説の趣旨とは更に異つたる意見ではあります。吾々は鐵の根本的對策を講ずる上に付ては、寧ろ完全なる關稅法に依つて之を行つて行くことがより以上適切なる問題であると思ふことを考へて居るのでありますけれども、偶々印度との間に特殊なる外交關係を惹起した爲に、政府としては次善の策として是等の案を提出されて居るのである。其意見を吾々も此際妥當なりと思ひまして、將來に於ては更に徹底せる所の製鐵國策を考へると云ふことを吾々の條件の心持と致しまして、是等の案に賛成を致して居るのであります。只今製鐵所法案の特別會計法が獨立會計として從來の制度より改められると云ふことは、之を民間の會社に譬へれば、總勘定の元帳から全然獨立するものであつて、即ち民間であれば背任罪に等しき行爲も起つて來ると云ふやうな御意見もあつたのであります。吾々は他の豫算の項目と異なりまして製鐵の如き民間の事業として經營さるべき所の性質のものが、國家財政の豫算の中へ編込まれてあると云ふことが、即ち是等の不自然な問題を惹起して來る基であつて、或は之を一擲して民間の事業に移すと云ふやうな方法を執るならば、只今の武藤君のやうな御心配も無いのではないかと思ひますが、併ながら少くとも現在の狀況としては、政府の特別會計法として此製鐵事業と云ふものを維持しなければならない以上は、他の法理論は別として、已むを得ざる是が道行きではないかと思ふのであります。寧ろ私共は一般會計の連鎖がありまして、其爲に一般會計より製鐵所に多額の金が繰入れられると云ふことが寧ろ宜しくないであつて、願くば製鐵所が獨立の會計を維持し得る程度に發達して、一面には民間を指導致して、獨立にやつて行けるやうな時期の來らんことを希望し、又さう云ふ時期に達すれば總て民間にも之を移さるべき所の道程にもなると思ふことを豫て考へて居るのであります。即ち製鐵所は從來損失が非常に多かつたのであるけれども、明治 45.6 年以來、大正 8.9 年の好況時代に際會して、今日では先程御話もありました如く製鐵所としては相當な利益を擧げまして、今日では獨立の徑路を辿ることが出来る状態になつて來たのであります。然らば吾々は寧ろ此際多少の立法上の疑問はありとしましても、最善の途である實際政治の立場から、製鐵所と云ふものを獨立會計に移して、政府の原案を認むると云ふことが此際適當であると信じましたが故に、吾々は之に賛成の意を表したのであります。第二の製鐵業法の奨勵に對する御反對は、劈頭私が申上げましたやうな理由に依つて、吾々と雖も此案を最善の案とは思つて居ない。吾々は近く開設さるべき所の關稅常設委員會に於て更に審議致しまして、此問題は適當に解決を付けたいと思ふことは、先般關稅法が議場に上程されました際に、吾々は希望條件として之を述べて置いた次第であります。是等と最も密接なる關係のある即ち關稅に於ては、鋼鐵に對する關稅を以て保護を與へ、銑鐵に對しては此際奨勵法案と云ふ別途の方法に依つて之を奨勵して行くと思ふ。此政府の精神を此際認めまして、完全なる解決は將來に残して、此際之に吾々は賛成を致して居る次第であります。勿論只今の製鐵業が自らの失敗を改めて努力を爲すと云ふことに求めずして、徒に政府の保護に依つて彼



等を指導すると云ふことは宜しくないと言ふやうな御意見は、私も極めて賛成であります、成べく民間の事業は獨立さして政府の力を恃んで仕事をすると云ふやうなことは、産業開發の上から極めて宜しくない問題であると考へますが、只今世界の狀況から考へまして、鐵の生産費と云ふ問題から考へしても、到底之を相當に保護することなくしては、内地の鐵業と云ふものは發達する見込はないと私は考へて居るのであります、根本に於て斯の如き製鐵業は起らなくても宜しい、外國の安い品物を以て内地は之を補充すべしと云ふ議論は、自ら別途の問題でありますけれども、鐵業を保護して製鐵産業を内地に起すと云ふことを眼目とする以上は、どうしても此程度の獎勵、或は是れ以上の保護を以て、暫く我が製鐵業と云ふもの指導發達を促すより外に途はないと思ふのであります、亞米利加の如きも非常な重き所の保護を一時與へて、漸次それを低下して、遂には無税の域にまで指導して、今日では鐵の國策と云ふものが立つて居る、私は寧ろ日本の製鐵業も今少しく徹底させて、或は3年5年の後には、無税の域にまで導いて行く保護獎勵法が、政府に願ひたいと思つた位であるのであります、以上の理由に依りまして、特別會計は吾々は此際兎に角已むを得ざるものとして之を認めます、製鐵業獎勵法は完全なる問題ではないけれども、次善の案として其全きは將來に之を求めて、此際賛成したいと云ふのが吾々の意見であります、以上簡単に賛成の理由を述べまして賛成の意を表します

**佛國製鐵業** (1925年)(1926年2月12日附在里昂若月領事代理報告)佛國の製鐵工業は1925年中豊富の燃料を準備し、輸出の増進と共に著しく生産量を増加し、銑鐵8,471.800 噸及鋼鐵7,415.072 噸を産出し、之を1924年に比すれば、前者は819.828 噸及後者は 508.570 噸の増加を示したり。而して此數量中よりローレンス州の生産に係る分銑鐵約 300 萬噸及鋼鐵 250 萬噸を控除したる殘餘のもの、即ち舊領地域内の生産量のみによつて見れば1913年度の生産量に比し著増したるものあり、仍て戰時中破壊せられたる諸工場の復舊事業愈々進捗し今や却て破壊前の生産力を凌駕するに到りしを知るべし。

佛國の銑鐵爐現況

年	月	運轉中	使用可能状態の者	設備中又修繕中の者	年	月	運轉中	使用可能状態の者	設備中又修繕中の者	年	月	運轉中	使用可能状態の者	設備中又修繕中の者
1925	1月 1日	133	38	49	1925	6月 1日	141	32	47	1925	11月 1日	143	36	41
	"					"					"			
	2月 1日	133	41	46		7月 1日	141	35	44		12月 1日	145	32	42
	"					"					1926			
	3月 1日	135	33	47		8月 1日	144	33	43		1月 1日	147	29	43
	"					"								
	4月 1日	136	37	47		9月 1日	141	35	44					
	"					"								
	5月 1日	139	33	43		10月 1日	143	32	45					

佛國銑鐵及鋼鐵の生産量

期 間	銑 鐵	鋼 鐵	期 間	銑 鐵	鋼 鐵	期 間	銑 鐵	鋼 鐵
1925			1925			1925		
1月	669.352	608.146	6月	703.439	599.857	11月	739.768	647.099
"			"			"		
2月	636.934	569.007	7月	724.164	625.314	12月	748.375	658.506
"			"			"		
3月	688.871	607.071	8月	712.547	616.730	年總計	8,471.800	7,415.073
"			"			1924		
4月	686.130	586.677	9月	716.613	631.726	年總計	7,651.972	6,906.502
"			"			1913		
5月	706.264	596.309	10月	739.343	668.300	年總計	5,207.090	4,687.000

昨年生産の内譯區分を點檢するに、トーマス鉄鐵は前年に比し約100萬噸を増加して6,206.330噸に達したるに、鑄鐵は1,620.592噸にして殆ど増減なく、鍊鐵は激減して379.586噸となれり、而して鋼鐵も亦同様の趨勢にして、トーマス鋼は645.000噸を増加して5,149.707噸の生産を見たるに反し、マルチン鋼は2,102.878噸即ち前年に比し14萬噸の減少を示したり、又電氣爐鋼は幾分の増加を見たり、鐵の國外輸出は昨年中一大發展をなしたり、而して或る品種の價格を定むる一般的基準に關する協定再び成立したるのみならず、或種事項に關して國際協約を締結する爲交渉開始せられたり。

鉄鐵は一昨1924年中常に漸落步調を辿りたるに反し、昨年は目立て昂騰したり、7月より9月に至る期間は保合又は多少の高低を示めしたるが、最後の3箇月間は法貨の暴落に連れて鐵價著しく昂騰し、而して爲替相場變動の結果として外國よりの注文殺倒し市場頗る活況を呈したり。

**アルミニウム産額** (米國)「1925年」(1926年3月12日附在米松平大使報告)1925年中に於ける米國アルミニウム産額に關し商務省鑛務局の發表したる要領左の如し。1925年中米國に於て産出したるアルミニウムの價格3.643萬弗にして、1924年に比較して、3%強の減少を見たり、右減少を來したる一部の原因は、東部諸州に起れる旱魃にして、此旱魃の爲め2箇工場は數週間に亘り、作業を停止したり10月末迄99%純度のバージン、アルミニウムは、1封度に付28仙、98%純度は1封度に付27仙なりしに、其後に至り右兩種共1仙宛の騰貴を見たり、然るに1926年に入り、其當初數週間は再び、28仙及27仙に下落せり。アルミニウム銅粉は、反射力強く、且つ保護的性質を有するを以て、石油槽又は商店の内部の塗料として、益々多量に使用せらるゝに至り、又1925年にはアルミニウム材の家具類改良發達せり電氣工業方面に於ても、従前通りアルミニウムを大量に消費するも其消費量は依然自動車製造工業を以て最とす。アルミニウムの鑛石、鑛屑及混鑛石の輸入額は、1925年は1924年に對比して48%近くの増加を示し、總額43,409.546封度價額10,180.497弗に上る、他方延板、葉板、棒の輸入は87%の減少を見、1925年に於て102,338封度、價格47,740弗に達したるに過ぎず。鑄金屬塊、鑛屑、混鑛等の輸出は1925年に於て數量8,130.222封度、價額1,835,213弗にして、1924年の輸出と比較し、142%の増加なり。延板、葉板、棒等の輸出は、1924年の海外輸送量よりは、50%以上の多量に及ぶも、管、鑄物、鑄形、平盤其他加工品の輸出は、1924年、1925年殆ど同額なりとす、1925年のアルミニウム輸出總計は19,105.226封度、價額6,057.071弗なり。

### 特許公報拔萃

**耐火硅酸物質の製造法** 大正15年特許出願公告第7959號 第155類 S耐火用品

出願人發明者チャールズ、ゼームス、クラウフォード、レフラクトリース、プロセス、コボレーション代理人石大次郎外1名

發明の性質及目的の要領、本發明は硅酸質物を氣狀 5 酸化磷の如き氣狀觸媒の存在に於て焙燒せしめ速に「トリヂマイト」を形成せしむるを特徴とする耐火硅酸物質の製造法に係り其目的とする處は後之れに結合劑として粘土を混和し成形燒成せしめたる際強力にして決して龜裂崩壞等を生ずる事な

き耐火煉瓦を形成せしむるに在り。

**遠心鑄造装置** 大正15年特許出願公告第7977號 第56類 2.遠心力鑄造装置

出願人 發明者 菅原恒男 代理人 淺村三郎

發明の性質及目的の要領 本發明は縦方向に分割し得る型管の兩端を支承して廻轉し之が廻轉中に其廻轉を原動として働く送風翼により管内の空氣を抽出すべくなし、且つ必要時に於て型管内に數多の噴水孔を有する噴水管を押入し之により管内に注入すべくなしたる事を特徴とする、遠心鑄造装置に係り其目的とする所は型管内に注入する熔鐵が管の内壁に沿ひて凝固を始むる頃噴水管により内部に注入し發生蒸氣を送風翼により排出して鑄造鐵管の内面を深淺所要の度に「チルド」し得べき遠心鑄造装置を得んとするに在り。

**誘導形電氣爐** 大正15年特許出願公告第8074號、第 205 類 2.抵抗式電氣爐

發明者出願人、ハーベイ、シー、レンチュラ外 2 名、代理人酒井安治郎

發明の性質及目的の要領 本發明は眞空中に裝架せらるゝ如くせる線輪該線輪より電氣的に絶縁せられ且つ之より誘導により加熱せらるべき物體を支持すべくせる坩堝或は圓盤又は類似の支持體を備へ該支持體は「トリア」「ジルコニア」其他類似の稀有金屬化合物より成り且つ該支持體の上記線輪に對する位置を調整すべくせる装置を與へ若くは具へざる誘導型電氣爐に係り其目的とする所は簡易適切なる構造に依り特に「トリウム」「ウラニウム」「ジルコニウム」の如き通常稀有又は耐熱金屬として知られたる酸化し易き金屬の熱處理に適し殊に之等金屬の純粹にして屈撓性に富める大形製品を得べく之を均整に且つ高能率に於て加熱し得る高周波誘導型電氣爐を得んとするに在り。

**電氣抵抗大にして且つ耐熱耐酸性を有るの合金** 大正15年特許出願公告第8114號、第154類 7.合金

發明者 今井弘 出願人 三菱鑛業株式會社 代理人 中松盛雄外 2 名

發明の性質及目的の要領 本發明は「タングステン」2.0乃至 15.0%「クローム」5.0乃至 20.0%鐵5.0乃至 20.0%「ニッケル」50乃至 80.0%を含有する合金に係り其目的とする所は其大なる電氣抵抗と耐熱性とにより電熱線として優良なる合金を得且つ其耐酸性強く各種化學工業用器具機械に於て直接酸類液に接する部分の構成材料として優良なる合金を得むとするに在り。

**鐵管鑄造用芯型製造装置** 大正15年特許出願公告 第8124 (特許第6170號追加)第56類 12. 鑄型製造機

發明者出願人 久保田權四郎 代理人 淺村三郎外一名

發明の性質及目的の要領 本發明は土砂室内縦心に格子狀筒壁よりなり其廻轉により土砂を内方芯管面に對し壓着すべき壓筒と其外側に土砂を壓筒周に掻き送る翼片とを各自に廻轉すべく設け此土砂室と上部に連る土砂容室を芯管に對し關係的に移動せしむる様なしたる鐵管鑄造用芯型製造装置に係り其の目的とする所は正確齊一なる寸法を有し土砂の壓着密度又齊一にして強固なる芯型を迅速に製

造せんとするに在り。

**金屬「マンガニース」製造法** 大正15年特許出願公告 第8165號 第153類8、雜

發明者 米津正章 出願人 遠藤榮太郎 代理人 中松盛雄外2名

發明の性質及目的の要領 本發明は「テルミット」法に依る金屬「マンガニース」製造法を改良せるものにして滿俺鹽類の水溶液に炭酸「アルカリ」を注加し炭酸滿俺を沈澱せしめ之に水酸化石灰又は酸化石灰若くは炭酸石灰を混じ灼熱し得たる成生物に「アルミニウム」細末を密和し點火して金屬「マンガニース」を製造する方法に係り其目的とする所は簡單なる作業に依り純粋度高き金屬「マンガニース」を歩止り多く收得するにあり。

**砂鐵精煉の鑛滓より煙幕材料採取研究** (八幡製鐵所技師の發見) 八幡製鐵所で研究中の砂鐵精煉の際、砂鐵のスラグを酸で處理する際スラグの中から四鹽化チタンを採ることを長谷川技師が發見し、この四鹽化チタンから飛行機に用ひる煙幕の原料がとれるので陸軍技術本部では更に陸軍科學研究所で研究中であるが、煙幕は今後の空中戰術上何より必要であるが砂鐵の無盡藏たる日本にとつて誇るべき發見といはれてゐる

**我政府佛領印度の鐵鑛調査** 商工省では15年度の追加豫算に1萬5千8百51圓の海外鐵鑛調査費を要求し技師を派遣して佛領印度支那の「カムボヂヤ鑛山」を調査することになつた右は佛領印度支那富源開發の意味よりして昨年來右鑛山の所有權者たるドネー・アンザン及びモンタエルハジ兩會社より佛領印度支那銀行を通じ正金銀行を経て帝國政府並に民間業者に鑛石購買契約を條件としてその調査を求め來りつゝあるものにして之に就ては佛蘭西大使館よりも亦帝國政府に依頼し來つたので、今回政府は製鐵鋼政策の確立を期とし原料確保の見地より之が調査を行ふことになつたのである、而して同鑛山の總鑛量は3,000萬噸と稱されてゐるが、優良鑛石なることは等しく認められてゐる處であつて、商工省では從來海外鐵鑛の調査を行ひたるは支那揚子江沿岸のみであり其前途も今や漸く悲觀され來りつゝある時であるので今回の調査には非常の望と期待とを掛けてをる。

**製鐵原料として含銅硫化鐵鑛** 我政府は今回發布せられたる製鐵獎勵法のみにては國策の根本方針たる自給自足の實現を期する事能はずとして、今後専ら鐵鑛資源開發の方面に努力する方針にて佛領印度の鐵鑛調査に着手と共に内地鐵鑛に對しても出来るだけ開發獎勵をなす意向であるが、最近調査の結果發見されたるところによれば、北は茨城縣の日立鑛山より東海道紀州、四國を経て南は琉球、臺灣に至る間に含銅硫化鐵鑛の一大脈層あるを、最近特許を得たるラーメン濕式製鍊法により、この含銅硫化鐵より銅、硫黃分、その他の成分を處理すれば、完全なる鐵鑛となり、我銅鐵兩業の發達を促がす。一面においては有望なる製鐵原料としてこれを供給する事が出来、幾分にては海外よりの鐵鑛石輸入にそなへることが出来るといふので商工省はこの含銅硫化鐵鑛に關しても、16年度豫算にその試掘獎勵費を計上して、内地鐵鑛の開發を促進する方針である。

**漢冶萍公司近況** 漢冶萍煤鐵公司是我國との條約によつて、我投下資本を以て採掘する原鑛石並

に其の生産にかゝる鉄を八幡製鐵所に納付する契約にあるものであるが、昨年10月の頃より該公司は殆ど作業中止の運命に陥り債權者たる我國の蒙る打撃は今や益々増大を加へんとするに至つた、同公司が斯の如き事態に陥つた経過に就て傳ふる所によれば

一昨年下半年の南支那動亂により支那軍閥に流動資金を供給したのと萍山の炭坑夫が赤化し屢々ストライキを見た事、更に此の爭議の結果として製鐵用のコークスが缺乏し、結局大冶鐵山漢陽製鐵所等も賃銀の支拂すら困難となつたのに原因する。

而して之が對策として昨年10月に大藏省預金部は正金銀行を通じて800餘萬圓の融資をなしたのであるが今や又復た資金難に陥つた爲めに漢冶萍公司は殆ど休業同様の状態となつた譯である。仍つて同公司の當事者たる吉川會計監督其他の者は頻りに八幡製鐵所乃至正金銀行に事情を訴へ來り、關係者の間に重大問題として協議を重ねたが未だ確たる對策は未定の儘に推移しつゝある。而して結局我國としても大藏商工、外務等の關係者に於て協議し對策を講ずる事とならうが目下の所既に約5,000萬圓を融通し居り更に此の上の融資を如何にすべきかに就ては最大の悩みとされて居る。

因に八幡製鐵所は漢冶萍から年額30萬噸の原鑛石と10萬噸の銑鐵とを供給すべき處去年は僅1萬數千噸の鑛石を納入したにすぎず同製鐵所は取り敢えず滿鐵の鞍山銑の利用と從來のストックを以て作業を繼續するものであると

**歐洲五箇國間に製鋼協定成る** 内地製鋼業は屢報の通り極めて廉價な大陸製品の輸入の爲ますます壓迫を受け特に佛國製品の如きは法貨の暴落によつて、昨今本邦市場の侵害することいよいよ甚だしく、多少の關稅改正や姑息な不正廉賣防止を以てしては到底外國品の壓迫を防遏し得ない實情にあるが、一方歐洲製鋼業者も各自の無謀な競争によつて近來漸く疲弊の度を増して來たので、英、獨、佛、白及びルクセンブルグ各國の當業者は價格維持を目的として生産制限、販路の協定及び生産數量の協定等種々の對策を講究して來たやうである、最近の情報によれば今回いよいよ右五箇國の製鋼業者間に一種の國際的シンジケートが成立し先づ試みとして35LB以上の重軌條について生産數量の協定をなしたと傳へられてゐる、これによると5箇國における全生産高の内英國は40%、佛、獨合して40%、ベルギー12%及びルクセンブルギーは8%を製造することに協定し同時に價格を應當り1磅値上を斷行したとあるが、これによつて本邦に輸入される重軌條は應當り約10圓の高値となり、現在唯一の重軌條製造者たる八幡製鐵所は頗る有利な立場に立つた譯である（因に一昨年度における本邦の軌條主として重軌條の輸入額は10萬2000噸強であつた）しかして右シンジケートは輸出上多少の不便を忍んでも將來重軌條以外のすべての鋼材(約1,500萬噸)についても右の如き協定を行ふ決心らしいから、これが部分的成功によつても本邦製鋼業者は外國品の壓迫から多少なりとも解放されるだらうと豫期されてゐる、尙右5箇國の販路協定は大體英國は南米チリー方面を獨乙はブラジルを佛蘭西、ベルギーは近東方面を各自の勢力範圍となすが如き頗る大規模なものと稱されてゐる。

**民間製鐵所設備調** 本邦の製鐵事業を保護するため政府は新に製鐵獎勵法を改正して原鑛より

製鋼に至る一貫作業を爲す者に所定の補助金を交付することになつて居るが、尙現に鉄鐵製造設備のみを有し將來製鋼設備を爲す者にも所定の金額を交付することになつて居る、今商工省に於て右奨励法の適用を受くる能力あるものを調査した所に依れば左の如くである（作業休止中のものは除外す）

- (一) 1ヶ年各3萬5000噸以上の製鉄能力及製鋼能力を有するものにして法律施行と共に直ちに交付を受くる有資格者（釜石鑛山、日本製鋼所、三菱兼二浦製鐵所）
- (二) 1ヶ年3萬5000噸以上の製鉄能力又は製鋼能力を有するものにして將來他の一方の設備を爲し交付金を受くる者（イ）1ヶ年3萬5000噸以上の製鉄能力を有するもの（東洋製鐵=八幡製鐵所に委託）  
（ロ）1ヶ年3萬5000噸以上の製鋼能力を有するもの（淺野小倉製鋼所、神戸製鋼所、日本鋼管、富士製鋼、川崎造船兵庫工場、同葺合工場、住友製鋼所、大阪製鐵、大島製鋼所）
- (三) 鍛鑄鋼品製造事業（唐津製鋼所、三菱造船、神戸造船所、株式會社日本鑄鋼所、羽室鑄鋼所、日本鑄鋼株式會社）
- (四) 低磷鉄鐵、坩堝鋼、電氣製鐵事業（大同電氣熱田工場、同築地工場、東京鋼材廣田製鋼所、米子製鋼所、安來製鋼所、小松製作所、日本特殊鋼、三菱造船長崎飽浦工場、戸畑鑄物、木津川製作所、日本鋼管伏木工場、高田鑛業、大寺製鐵所、盛岡電氣工業岩根橋工場）
- (五) 其の他のもの（東京鋼材、廣島鐵工所）
- (六) 現行奨励法の適用を受くる能力なきもの（住友伸銅所安治川工場、大阪鐵板徳山工場、東海鋼業、日本鋼業）

**東洋製鐵會社近況** 東洋製鐵の八幡製鐵所に對する委任經營は、去る4月1日より明年3月末日まで繼續することに更改されたが、該契約は、從來東洋製鐵側は同社製鐵所の維持修繕にあたり、經營並びに運轉は全部八幡製鐵の管理に屬してゐたから、その製品は全然國有製品と變るところがなかつたものである、然るに今回製鐵奨励法によつて奨励金が交付されたため、東洋製鐵としては從來の無償委任經營を有償とし製鐵所の賃賃料を八幡製鐵所から得んとする意向を生じつゝある、その精神は元來上記奨励金は有償たると無償たるとを問はず、委任經營の場合は交付さるゝ資格がないためにせめて賃賃料にでも徴したいといふのにあるらしい、この點で八幡製鐵と近く協議の歩を進めらしい、しかし製鐵所としては現在東洋製鐵から經營を委任されることによつて受くる利益は多くないから、有償とすることには内心反對の意見らしいが、東洋の交渉如何によつては相當支拂ふことになるかも知れぬと見られる結果、東洋としては有利な將來が豫想されるわけである、なほ東洋製鐵は奨励金の交付を目的として自から經營の野心もないではないが、原鑛、運轉資金、製品の販賣等につき困難が横たはつてゐるから、この點は明年契約更改期以後ならでは考慮の餘地なきものと見られてゐる。

**民間製鐵會社の増産計畫** 政府に於ては製鐵奨励法實施の結果鉄鋼一貫作業を行ふ設備ある者に對しては毎年に金6圓の補助金を交付することになつたので現在交付を受くべき有資格會社たる釜石鑛山、三菱兼二浦製鐵所、日本製鋼所、輪西工場等に於ては早速鉄鐵増産の計畫を樹て、居るが現

在1ヶ年約20萬噸を製出しつゝあるが右三會社が今後幾何の數量を増産するかは未だ具體的に決定して居ない模様である尙ほ淺野造船所製鐵部に於ては現在日産100噸の鎔鑪を設備しあるが來る12月迄には更に平爐1基を設備して點火を開始し年5萬噸以上の生産に従事せんとして居る、斯の如く政府の鋼材關稅の引上實施及び製鐵獎勵法に依る補助金交付施設は兎も角も民間側會社に相當の刺戟を與へ増産熱を見つゝあるは將來我製鐵事業發展上喜ぶべき現象であると當局は大に期待して居る。

**米國二月中の對日鐵類輸出** 米國商務省發表、2月中に米國より日本へ輸出した鐵類は左の通りで前年に比し激増せり。(單位千封度)

	2月	2ヶ月間累計	昨年同期累計		2月	2ヶ月間累計	昨年同期累計
亞鉛引鐵板	802	3.615	1.005	鐵力	8.391	24.680	12.227
ブラツクシート	2.3618	4.1728	1.5396				

**米國製鋼會社鋼鐵注文減少** 3月末に於けるユ一・エス・スチール會社の鋼鐵注文殘高は438萬噸前月末に比しては23萬7000噸、前年同期に比しては48萬4000噸の減少である。

**米國三月中の鐵類生産高** 3月中の米國銑鐵及び鋼塊生産高は左の通りである(單位千噸)

	3月	2月	昨3年月		3月	2月	昨年3月
銑鐵	3.442	2.923	3.564	鋼塊	4.491	3.795	1.198

**十四年度八幡製鐵所鐵鋼産高の分** 八幡製鐵所に於ける大正14年度中の諸生産高は(單位噸)

鋼材	657.149	鐵力	7.531	硅素鋼板・黑板	7.195
銑鐵	585.768	黑板	2.530		

にして前年度に比し増産計畫の實施により鋼材148,268、銑鐵96,108、鐵力2,742、硅素鋼板、黑板5,931を各増加し黑板のみは賣行不振のため生産減を行つたので1,092を減少した尙ほ本年度は鋼材に於て6—7萬噸、銑鐵に於て5—6萬鐵力に於て約2,000噸を増産する豫定である。

**所要鑛産消長(商工省鑛山局調査)** 2月中に於ける重要鑛山の鑛産額は左の如くである。

(2月分)

	15年	14年	比較割合		15年	14年	比較割合
金 兩	175.891	153.172	1割4分5	石 炭	2,215,051	2,312,761	△ 4分3
銀 兩	2,667,001	2,367	1割2分6	石油石	112,603	113,011	△ 0分4
銅 斤	8,058,267	2,256,612	△ 2分4	硫 黃	2,796	3,315	1割5分7
鐵	6,417	2,698	13割7分8				

**八幡製鐵所銑鐵出産高**

大正15年1月中	55,737.噸580	大正15年3月中	57,976.噸580
" 2月中	50,379.噸610		

以上の通り御通知ありたり。